

令和8年10月19日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	島田・近藤

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

①名 称 株式会社 竹中工務店
許可番号 大臣許可 第002744号
所在地 大阪府大阪市中央区本町4-1-13

②名 称 みらい建設工業 株式会社
許可番号 大臣許可 第005678号
所在地 東京都港区芝4-6-12

2. 指名停止の期間

- ①令和8年10月20日から令和8年11月19日(1か月間)
- ②令和8年10月20日から令和8年11月19日(1か月間)

3. 指名停止の理由

- ①(株)竹中工務店の社員が、大阪・関西万博の建設工事で下請業者に水増し請求をさせ、会社に損害を与えたとして、令和8年8月19日背任の容疑で大阪府警に逮捕されたことによる措置。
- ②みらい建設工業(株)が代表構成員を務める共同企業体が、名古屋港管理組合から受注した「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事(その6)」において、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和8年7月17日付けて、同社及び同社社員が港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによる措置

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領
第2条「別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)」該当